

深津栄一 著

国際法秩序と経済制裁

北樹出版刊

著者略歴

深津 栄一（ふかつ・えいいち）

1923 年 愛知県高浜市に生まれる。

日本大学大学院（公法学専攻）卒。

カナダ，トロント大学法学部大学院卒。（L. L. M.）

現 在 日本大学法学部教授，上智大学法学部講師。

著 書 国際社会の法構造，国際法研究（一）（二）（三），
国際社会における法適用過程の研究，等。

国際法秩序と経済制裁

・ 検印廃止

昭和 57 年 4 月 15 日 発行

著 者 深 津 栄 一

発行者 北 野 登

・ 定価はケースに表示

印刷 中央印刷・製本 栄久製本

発行所 有限会社 北樹出版 発売元 株式会社 学文社

東京都目黒区中目黒 1-2-6 〒153 電話（03）715-1525（代）

3032-460018-1023

（落丁・乱丁の場合はお取り替えます）

はしがり

わが国の開国が、いわゆる不平等条約によってなされたことは、すでに周知のところである。不平等条約の相手国は、安政条約の五カ国をふくめて実に一六カ国にのぼった。これらの条約の不平等性は、主として次の二点であった。一つは、領事裁判権を認めたところに示されるように在留外国人に治外法権を与えたことであり、他はわが国に関税自主権が認められず、貿易上の利益がほとんど外国に握られてしまったことである。明治政府が最初に着手した外交交渉が、これらの不平等条約を改正することにあつたのは当然であつた。しかし、それは容易ではなかつた。明治五年三月、岩倉大使がワシントンで対米交渉を開始してから、同二十七年七月ロンドンで日英通商航海条約が、最初の「対等条約」として締結されるまで、実に二二年の歳月を必要としたのである。

これら条約改正のため明治政府が払った努力は、一六カ国相手の外交交渉をねばりづよくつづけることだけではなかつた。日本が文明開化の国であり、制度的にも西欧諸国に対してひけをとるものではないことを示す必要があつた。各種の法典や諸制度が欧米のそれをモデルとしてつぎつぎに整備された。西ヨーロッパで行なわれてきた国際法も輸入され、西周、榎本武揚らが講じたのは、ホイートン(Henry Wheaton)、『ウールジイ(T. D. Woolsey)』、ハレック(H. W. Halleck)、『フター(A. W. Hefter)』の著作の翻訳であつた。つづいてリスト(F. von List)、『マルテンス(F. de Martens)』、『ホール(W. E. Hall)』、『ローレンス(J. J. Lawrence)』などの著作も紹介された。わが国におけ

る国際法学の研究のために大きな役割を果たした国際法学会が設立されたのは、実に明治三〇年のことであって、現在のが国の社会科学系の諸学会がほとんど第二次世界大戦後の設立であるのに比して、本年度で八五年の歴史を数えるに至っているのは、おどろくべきことであると言わなければならない。

しかしながら、わが国の国際法学が、社会科学の一部門としてその学問的自主性をたえず保持していたか、についてはかなりの疑問がある。とくに日中戦争から太平洋戦争に至る過程において、わが学界がとった態度は、今日いくつかの問題提起にさらされている。それは、ベトナム戦争にたいして米国防務省に追隨したアメリカの研究者のかんりの部分のそれと比肩される。しかし、過去をあげつらうことよりも、それをわれわれ自身の問題として自戒の糧とすることが、なによりもまず必要であるように思われる。

本書の基礎となったのは、これまで発表してきたつぎのような研究である。

経済制裁の執行をめぐる諸問題

大平善梧教授還暦記念論文集

国際連合機構と経済制裁

国際法外交雑誌七〇巻五号

経済制裁と憲法九条

日本大学法学部創立九〇年記念論文集

経済的「力」の行使と国際法(一)(二)

国際法外交雑誌七八巻五・六号

これらと関連して昭和五四年五月の国際法学会春期大会での報告も本研究を進めるうえでの重要な機縁となっている。

昭和四四年一月『国際社会における法適用過程の研究』を公にした時、私は近い将来国際法総論を書いてみた

いという願望をいだいた。若い研究者は「総論」にふみこまないで「各論」をやるように、というのは以前から言いつたえられてきた一種の「ノウハウ」のようなものであった。したがって総論への願望を口にすることは、はばかられる、という学界の雰囲気の中で、この思いは現在もおひそやかな燠のように息づいている。国際法や平和を強制するとか、制裁の手段や手続を考えることは、まぎれもなく総論の一部であって、本書はまさにそのような願望の上に成立した。しかしなお、国際法学全体の体系の中にそれをどのように位置づけるか、という重要な課題については、まさしく「隔靴搔痒」の感をまぬがないことを自省している。

本書の成るにあたって諸先生、諸先輩から多くの御教示や御指導をいただいた。ここでその御名前をあげ謝意を表すべきであるが、とくに経済制裁の問題に目を向けることを十数年前に示唆され、その後折にふれて数々の助言を惜しまれなかったカナダの Dalhousie Law School の R. St. John Macdonald 教授にたいして、あつく御礼申しあげたいと思う。

なお本書の原稿の整理や校正に協力していただいた板垣守、喜多義人の両氏、および前著以来の関係で本書の出版を可能にくださった北樹出版の登坂治彦氏に謝意を表する次第である。

昭和五十七年一月十五日

深津 栄一

目次

第一章 序 説

第二節 問題の提起	二
-----------	---

第二節 方法論上の問題点	三
--------------	---

第一項 社会規範の成立 (三)	第二項 Sanction の構造 (四)	第三項
法規範と強制 (三)	第四項 国際法と Sanction (10)	

第二章 法強制の目的と手段

第一節 法強制の目的	二五
------------	----

第二節 法強制の手段	二六
------------	----

第一項 目的と手段 (二)	第二項 手段と条件 (三)
---------------	---------------

第三章 国際経済関係と国際法

第一節 国際経済活動と国際法秩序	三〇
------------------	----

第二節 近代主権国家と国際経済	四一
-----------------	----

第三節 laissez-faire の体制と国際法	四四
---------------------------	----

第四章 「力」の行使と国際法

第一節 正戦論と国際法…………… 四

第二節 経済的「力」の行使…………… 五

第五章 国際経済関係と国際組織

第一節 国際経済関係と国際連盟および国際連合…………… 五

第二節 国連憲章第二、四項における「Force」の意義…………… 六

第三節 不干渉の義務と経済的「力」の行使…………… 七

第六章 経済的「力」の行使とその規制

第一節 経済的「力」の意義…………… 七

第二節 経済的「力」の行使とその規制…………… 八

第一項 認定基準としての「目的」(七) 第二項 「手段」の質的・量的
制限(七) 第三項 「結果」による認定(七) 第四項 総括(八)

第七章 経済的措施または「経済制裁」の適用過程

第一節 主体とその対象…………… 八

第二節 二国間における経済的措施…………… 八

第三節 国家グループによる経済的措施…………… 八

第四節 普遍的国際組織による経済制裁…………… 九

第八章 経済的措置または「経済制裁」の執行過程

——若干の事例に関する考察——

第一節	イタリア・エチオピア紛争	101
-----	--------------	-----

第二節	太平洋戦争直前の対日経済措置	105
-----	----------------	-----

第三節	ドミニカに対する措置	111
-----	------------	-----

第四節	南ローデシアに対する国際連合の経済制裁	116
-----	---------------------	-----

第一項	経過(二六)	
第二項	国連憲章第四一条の解釈と適用(二九)	

第五節	アラブ諸国による石油禁輸措置	124
-----	----------------	-----

第九章 補論——経済制裁と日本国憲法第九条

第一節	問題の所在	123
-----	-------	-----

第二節	日本国憲法と経済制裁	125
-----	------------	-----

第一項	憲法第九条の解釈(四〇)	
第二項	南ローデシアに対する国際連合の経済制裁へのわが国の参加(四〇)	
第三項	南アフリカに対する経済制裁(四一)	

第十章	結論にかえて——残された問題——	127
-----	------------------	-----

資

料

- 一 国際連合憲章(抄)(二三)
- 二 国際連盟規約(抄)(二五)
- 三 国連総会決議(一七)
- 四 条約法に関するウィーン条約(抄)(二四)
- 五 関税及び貿易に関する一般協定(抄)(二五)
- 六 セイロン(スリランカ)にたいする経済援助の停止に関する一九六三年二月八日のアメリカ政府の声明(二三)
- 七 関係年表(三六)

国際法秩序と経済制裁

第一章 序 説

第一節 問題の提起

今日、経済外交とか経済戦争という言葉が示すように、国際社会の諸関係において経済的問題のもつ役割がきわめて重要なものとなっている。これは、わが国が戦後経済建設に重点をおき、経済的にとくに発展してきたという事情だけによるのではなく、ひろく世界的にみて、むしろ一般的状況であると言うことができる。

これは、一方において、核兵器の究極兵器化という事態をむかえ、その相対的価値の低下という現象があり、他方、通常兵器においても、朝鮮動乱、中東紛争、ベトナム紛争などで、大量の兵器が行使されたが、その効果あるいはその結果が、その目的としたところと著しく異なったものとなったという現象と関係がある。つまり、核兵器に限らず、軍事力一般の価値が相対的に低下し、従って他の力の行使、とくに経済的「力」の行使が重要な意味をもつようになってきた⁽¹⁾ということができるのである。

国際法学の面から見ても、このような現象は、国際連盟から国際連合に至る国際社会の組織化という現象の中で、戦争の違法化、武力不行使の原則の発展という過程との関連においてとらえることができる。国際紛争を武力

によつて解決しないという信念が高まり、やがてそれが「法的確信」として確立の方向をとるとするならば、このような事態は、さらに国際社会の一般的な状況として、国際法秩序の發展に大きく貢献すると考えられる。

国際連盟は、連盟規約第一六条において「経済制裁」を規定して、連盟が予定した「秩序」の重要な荷い手としたし、国際連合もまた南ローデシアや南アフリカに対する国連憲章第四一条による経済制裁⁽²⁾によつて、国際的安全保障体制維持という基本目的にてらして、その面目をある程度保つことができた。さらに米州機構のような地域的組織やコムなどによつてとられた措置や、二国間において行使される経済的措置をふくめると、国際社会における経済的「力」の行使されている範囲は、今日きわめて拡大していることがわかる。また、国家がおこなう経済政策は、たとえそれが国内的な政策として実施されたものであつても、今日の国際的相互依存関係の緊密化にてらして当然国際的意味をもち、さらに対外的な通商、貿易、金融措置⁽³⁾となると、直接国際関係に影響を与えるのである。そしてこのような状況では、経済的に強力な国家であればある程、他国に対して大きな影響力をもつがゆゑに、経済的「力」の行使と国際法強制の手段とみられている経済制裁を、国際法秩序においてどのようにとらえ、評価するかという問題は、今日きわめて重要であると言わなければならないのである。

本論は、このような重要な課題に対して、ある程度の考察と問題提起を試みようとしたものである。国際法学においても、これまで国際経済法のそれぞれの分野においてかなり検討されてきた問題であり、国際政治学や国際経済学、国際関係論の領域からも問題提起がされている。国際法学の体系において、これらの研究成果や問題提起をどのように位置づけるかという、極めて困難な課題に対してある程度の分析を試みた次第である。

(1) このような価値判断それ自体は種々論じられているように多くの問題がある。しかしここで、この政治的、軍事的問題について論ずることは、明らかに本稿の主題ではない。これは本論の前提となる一応の価値判断を示したにすぎない。

- (2) 深津栄一「国際連合機構と経済制裁」(『国際法外交雑誌』第七十巻、第五号) 五一頁以下。
- (3) 深津栄一「経済制裁の執行をめぐる諸問題」(『大平教授還暦記念論文集』) 一九七一年、三五三頁以下および、E. Fukatsu, *The Enforcement of Decisions of International Courts and Tribunals*, Nihon University, 1966 参照。
- (4) 田岡良一「連盟規約第一六条の歴史と国際連合の将来」(『恒藤博士還暦記念論文集』) 三〇三頁以下参照。

第二節 方法論上の問題点

第一項 社会規範の成立

人間はさまざまな動機をもって行動する。主要な動機と考えられるものは、生物として生きるための欲求や、他の人間との関係において生ずる人間のさまざまな欲求相互間の調整などであろう。人間の行動は試行錯誤(trial and error)のプロセスを通じて、自分の欲求満足にとって不利なものはやめ、欲求をよりよく満足させてくれるものをとるという⁽¹⁾ことを通じて、おのずからそれぞれの一定の環境、一定の条件のもとにおいて、一定の通路に方向づけ(canalize)されるのである。

この人間の行動を社会的なひろがりにおいて、つまり他の同じような欲望の満足をはかろうとする個人との関係においてとらえると、欲求と欲求との相互影響または衝突を通じて、より複雑な条件のもとに、一定の通路ができてあがってゆくというプロセスがえがき出される。おのおのの人間は、動物としての物理的または肉体的な力において差異があるばかりでなく、より社会的なとらえ方をすれば、経済力においてもまた政治的な力においても異なっている。この人間の力がなんらの制限なしにその欲求を満足するために使われるとしたら、人間の社会は無秩序と

なるであろう。おのおのの人間が、彼自身の欲求満足のため暴力に訴えるならば、彼の暴力の行使に対して、相手もまた暴力に訴え、その結果双方が傷つくことになる。人間が掠奪による一時的な財貨獲得をやめて、交換ないし交易による必要財貨の継続的獲得を発見したのは、かかる秩序の維持が彼等のより大きな利益であることを認識したからに外ならない。商品市場は、かかる相互的な利益を基礎に成立した社会秩序の一形態である。

社会規範は、このような人間の利益や欲求相互間の調整による、より社会的な意味をもつ利益ないし欲求を基礎に形成される。そこにまた試行錯誤の社会的ひろがりをもったプロセスがある。この試行錯誤のプロセスのなかから、一定の状況のもとにおいて、一定の人間が一定の行動をなすという特定のパターンが形成されてゆく。そしてさらに、かかる人間の一定の行動に対する社会集団の期待も生じてくる。かくて一般的には、社会規範の成立には次の四つの要素が必要であるとされる。すなわち、(1)一定の状況のもとに、(2)一定の人間が、(3)一定の行動をなすこと、そして、(4)かかる行動に対する社会集団の期待があるということ、この四つ⁽²⁾の要素である。

かように、社会生活において、その社会の一定の状況ないし条件のもとに、各人が一定の行動様式に従うことによって、また他の人間によって従われるであろうという期待が生ずることによって、その相互関係に一定の規則性が生じ、社会関係が安定していくのである。そしてまた、ある人間がこの一定の状況のもとで一定の行動をしなかつた時——つまりその社会の習俗的または習慣的な行動様式に異なつて行動した時、そこに社会的サンクション(sanctions)——あざけり・批判・非難・攻撃など——が加えられるようになった時、そこには、かかる人間の一定の行動に対する社会集団ないし社会構成員の反作用が生じた、と見ることができ、かかる行動様式をもって一つの社会規範と見なすことができるのである。⁽³⁾